

独立行政法人監査における経済性・効率性等

平成16年2月17日

改正 平成24年4月10日

最終改正 平成27年4月14日

日本公認会計士協会

本実務指針の目的

1. 本実務指針は、独立行政法人に対する会計監査人の監査における経済性・効率性等の視点に関する監査の実務上の指針を提供するものである。

経済性・効率性等の視点

2. 民間企業は、利益の獲得を目的としているため、利益の最大化を目指す過程において経済的・効率的に事業経営を行う。これに対して、独立行政法人は必ずしも利益の獲得を目的とせず、事務・事業の運営に公的な資金が使用されているといった特質を有している。このため、独立行政法人の事務・事業が効果的かつ効率的に実施されたかどうかについては、主務大臣を始めとする関係者及び国民の重要な関心事項である。

会計監査人は、非効率的な取引等を発見するための特別な監査手続を実施する必要はないが、財務諸表等監査の実施過程において、非効率的な取引等を発見した場合は、下記に定める事項に基づき、適切に対応しなければならない。

経済性・効率性等の対象

3. 非効率的な取引等とは、経済性及び効率性等の観点から問題があると認められる取引及び会計事象をいう。独立行政法人監査においては、経済性・効率性を中心とする。

なお、有効性の観点は、主務大臣の判断事項であるため、会計監査人としてはこれらの評価に資すると考えられる事実を示すことを主眼として、有効性の観点から問題があることが明白かつ客観的である場合等について対象とするものである。ここで明白かつ客観的である場合等には、例えば、数値目標を記載した計画や目標に照らし大幅に達成していない状況や事業報告書等にその未達成の状況が説明されていないことなどが該当する。

非効率的な取引等の分類

4. 非効率的な取引等は、次のように分類することができる。

- (1) 法規準拠性に影響を及ぼす非効率的な取引等
- (2) 法規準拠性に影響を及ぼさない非効率的な取引等

会計監査人は、監査手続の実施過程において、(1)に該当する取引等を発見した場合には、公会計委員会実務指針第7号「独立行政法人監査における監査報告書の文例」及び同実務指針第2号「独立行政法人監査における法規準拠性」に従い、法規準拠性に関して監査報告書に記載するか、独立行政法人の長及び監事、又は主務大臣に報告するなど適切に

対応しなければならない。例えば、業務方法書に違反して競争入札にすべきところを随意契約とした結果、調達コストが高くなった取引等を発見した場合が該当する。

会計監査人は、監査手続の実施過程において、(2)に該当する取引等を発見した場合には、軽微なものを除き、独立行政法人の長を経由して主務大臣に書面により報告を行わなければならない。

独立行政法人の長の責任

5. 独立行政法人の長は、独立行政法人を経済的かつ効率的に運営するために必要な内部統制を整備し、運用するなど必要な措置を講ずることについての責任を有している。

会計監査人の責任

6. 会計監査人による監査は独立行政法人が作成した財務諸表の適正性の証明等を目的として行われるものであり、会計監査が、独立行政法人の業務が効果的かつ効率的に実施されたことの証明及び全ての非効率的な取引等の発見を目的として行われるわけではない。

しかしながら、会計監査人は、財務諸表監査の実施過程において、非効率的な取引等を発見した場合は、独立行政法人の長及び監事並びに独立行政法人の長を経由して主務大臣に報告を行うなど、適切に対応しなければならない。

7. 会計監査人は、非効率的な取引等を発見するための特別な監査手続を実施する必要はない。

しかしながら、会計監査人は、監査の実施過程で、非効率的な取引等の発生又は存在の可能性に気付いた場合には、関連書類・資料の閲覧、関係者への質問、専門家の意見の聴取等の適切な手続を実施し、効率的に業務を実施した場合に削減できであろうコストを独立行政法人に見積もるよう依頼し、会計監査人がその妥当性を判断して、非効率的な取引等（軽微なものを除く。）を独立行政法人の長及び監事並びに主務大臣に対する報告の対象とする。

発見した非効率的な取引等の取扱い

8. 会計監査人は、監査手続の実施過程において発見した、独立行政法人の非効率的な取引等（軽微なものを除く。）について、①非効率的な取引等の概要、②非効率的な取引等の金額、③非効率的な取引等と判断した理由を明らかにした書類を、独立行政法人の長を経由して主務大臣に提出しなければならない。

監査調書

9. 会計監査人は、監査の実施過程で、非効率的な取引等の発生又は存在の可能性に気付いた場合や非効率的な取引等を発見した場合には、その内容及び会計監査人の対応を監査調書に記載しなければならない。

適用

10. 本報告は、平成16年2月17日に発効し、平成16年3月31日に終了する事業年度に係る監査から適用する。

11. 「公会計委員会報告第3号「独立行政法人監査における経済性・効率性等」の一部改訂について」（平成24年4月10日）は、平成24年3月31日以降終了する事業年度に係る監査から適用する。
12. 「公会計委員会実務指針第3号「独立行政法人監査における経済性・効率性等」の改正について」（平成27年4月14日）は、平成27年4月1日から適用する。

以 上